クラブ名：　葛野小学校放課後キッズクラブ

運営法人：　NPO 法人青少年育成サポート・チーム葛野

葛野小学校放課後キッズクラブ
私用端末の持込み及び管理に関する運用ルール

令和８年１１月１日制定

１　目的

本ルールは、盗撮等の不適切な行為を防止し、児童の安全・安心を確保するとともに、職員等が不必要な疑念を受けることのないよう、私用端末の取扱いについて定めるものです。

２　用語の定義

本ルールにおいて使用する用語の定義は次のとおりとします。

（１）私用端末

職員等個人が所有するスマートフォン、携帯電話、スマートウォッチ、タブレット端末その他撮影機能を有する機器をいいます。

（２）職員等

当クラブに勤務する職員（当クラブ運営法人の本部職員を含む）、ボランティア、その他児童と接する全ての従事者をいいます。

（３）児童活動場所

児童が日常的に活動する場所のほか、施設外活動時の活動場所、トイレ、更衣スペースその他児童が立ち入る場所をいいます。

３　対象

本ルールは、職員等に適用します。

４　基本方針

私用端末は、原則として児童活動場所へ持ち込まないこととします。

５　管理責任者

本ルールの管理責任者及び副管理責任者（以下「管理責任者等」という。）を次のとおり定めます。

管理責任者：控井　健太

副管理責任者：大久保　政子

６　私用端末の保管方法

（１）保管場所

職員等は出勤後、私用端末を次の場所に保管します。

保管場所：事務室キャビネット

保管方法：キャビネット内の指定された場所に保管する

（２）保管状況の確認

管理責任者等は、職員等の私用端末が適切に保管されていることを次の方法により確認します。

（方法を記載）
出勤時、活動開始前、活動終了後に目視により確認します。

7　やむを得ず私用端末の携行を認める場合

（1）次の場合に限り、職員等からの申告に基づき、管理責任者等の承認のもと私用端末の携行を認めることがあります。

・家族の育児、介護や看護等により当該職員等に対する緊急連絡が想定される場合

※緊急連絡については、可能な限りクラブの電話へ連絡するよう家族等へ周知することも検討してください。

・災害等により連絡手段の確保が必要な場合

・その他、管理責任者等が必要と認める場合

（2）携行を希望する職員等は勤務開始までに、次の方法により管理責任者等へ申告し、承認を受けます。

（方法を記載）

承諾書を管理責任者に提出する。

※私用端末持込申請管理簿を作成するなどし、申請と承認の実績を管理する。

（3）私用端末の携行を認められた職員等は、私用端末の使用にあたり、次の事項を遵守します。

遵守事項

・緊急連絡等、やむを得ない場合に限り使用すること

・カメラ機能、ＷＥＢ閲覧、その他業務に必要のない機能は使用しないこと

・カメラレンズ部分をシール又はケース等で覆い、撮影ができない状態で携行すること

・児童の前で私用端末を取り出す、向けるなど、誤解や不安を生じさせる行為は行わないこと

・トイレ、更衣スペースその他児童がプライバシーを確保すべき場所にはいかなる場合も持ち込まないこと

・休憩時間中であっても、児童活動場所では上記と同様の取扱いとすること

（4）私用端末の携行を認められた職員等がトイレ及び更衣スペースには持ち込まない方法は次のとおりとします。

（方法を記載）

・トイレ及び更衣スペースを利用する前に、指定された保管場所に一時保管する。

8　本ルール運用状況の点検及び改善

（1）管理責任者等は本ルールが適切に運用されるよう、月１回以上の定期点検を次のとおり行います

（方法を記載）

・保管場所の管理状況

・承認手続の運用状況 、記録状況

・ 職員等のルール遵守状況

・その他必要な事項

（２）確認結果を踏まえ必要な改善を行います。
（３）管理責任者等は、点検の実施日、確認者、確認結果及び実施した改善の内容を記録し、保存します。

９　施設内の点検及び不審機器への対応
（１）施設内点検
管理責任者等は、クラブ施設内に不審なカメラその他の機器が設置されていないことを確認するため、定期的に点検を実施します。
（２）点検実施時期・頻度
毎週木曜日（週１回以上実施する）
（３）点検記録
管理責任者等は、点検の実施日、確認者及び確認結果を記録し、保管します。
（活動日誌への記録でも可）
（４）不審機器等を発見した場合の対応
職員等は、不審な機器等を発見した場合は、速やかに管理責任者等へ報告します。
管理責任者等は、警察等の関係機関へ通報するとともに、運営法人及び横浜市へ報告します。

10　職員等への周知・研修
管理責任者等は、職員等に対し、次のとおり本ルールの周知及び研修を実施します。

（方法を記載） 年１回以上のルール確認、新規採用時の説明、事故事例等を活用した研修など

11　保護者への説明
管理責任者等は、児童及び保護者に対し、本ルールに基づく取組を次のとおり周知します。

（方法を記載） 頻度、確認項目、確認方法等 保護者会、入会のしおり、ホームページに掲載

12　違反時の対応
本ルールに違反した場合は、速やかに事実確認を行い、必要な指導その他の措置を講じます。
また、事案に応じて運営主体及び横浜市に報告します。